

株式会社マルビ 行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員が活躍できるよう支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 7月 ~ 令和 9年 6月までの 5年間

2. 内容

目標1：令和5年7月までに、妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員全員に配布し、制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和4年 7月～ 社員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 令和5年 7月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：令和9年6月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

＜対策＞

- 令和4年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年 1月～ 社内での検討開始
- 令和6年 7月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和7年 7月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：令和6年7月までに、全社員に対して、最低月1回のノー残業デーを実施する。

＜対策＞

- 令和4年 7月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年 1月～ 社内での検討開始
- 令和6年 1月～ 管理職への研修（年1回）及び社内広報誌による社員への周知
- 令和6年 7月～ ノー残業デーの実施